

第27回 定時株主総会 招集ご通知

2022年6月22日（水曜日）午前10時
受付開始 午前9時

埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2
THE MARK GRAND HOTEL
(旧名称：ラフレさいたま)
4階 櫓の間

<新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議決権行使につきましては、極力、郵送またはインターネット等による事前行使をご検討ください。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理なさらないようお願いいたします。
- 今後の流行状況により、感染予防および拡散防止のための新たな措置を講じる場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。
当社ウェブサイト (<https://www.ags.co.jp/>)

議決権行使期限

2022年6月21日（火曜日）午後5時まで

株主総会当日のお土産は取り止めさせていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第27回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 定款一部変更の件	4
第2号議案 取締役8名選任の件	6
第3号議案 監査役4名選任の件	16
(提供書面)	
事業報告	21
連結計算書類	44
計算書類	47
監査報告書	50



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/3648/>



株主各位

証券コード 3648
2022年6月1日
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目3番25号

AGS株式会社

代表取締役社長 原 俊樹

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面（郵送）またはインターネット等による事前の議決権行使をご検討いただき、当日のご来場については慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

なお、書面またはインターネット等により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2～3頁の「議決権行使等についてのご案内」にしたがって、2022年6月21日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願いいたします。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月22日（水曜日）午前10時
2 場 所	埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2 THE MARK GRAND HOTEL（旧名称：ラフレさいたま） 4階 樺の間 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第27期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第27期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役4名選任の件

以 上

- ◎ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には、記載していません。
- ◎会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」となります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知の内容は、早期に情報をご提供する観点から、発送に先立ち当社ウェブサイトに掲載いたしました。

当社ウェブサイト (<https://www.ags.co.jp/>)

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2022年6月22日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2
THE MARK GRAND HOTEL（旧名称：ラフレさいたま） 4階 櫺の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年6月21日（火曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月21日（火曜日）午後5時まで

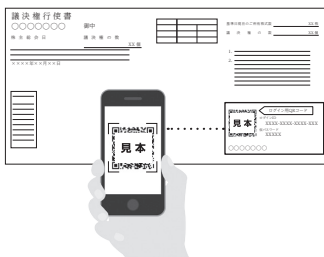
- ① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

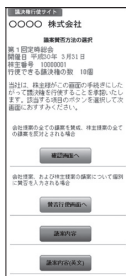
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

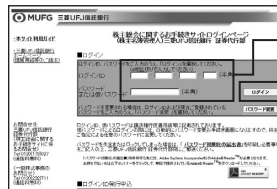
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

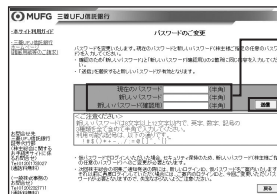
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（削除）</p>

第2号議案

取締役8名選任の件

取締役7名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況(2021年度)
1	はら とし き 原 俊 樹	再任	代表取締役社長兼社長執行役員 業務監査部担当	15/15回 100.0%
2	おい かわ かず ひろ 及 川 和 裕	再任	取締役兼常務執行役員 企画管理本部長兼経理部担当 兼人事部担当兼総務部担当	15/15回 100.0%
3	なか の しん じ 中 野 真 治	新任	エグゼクティブアドバイザー	—
4	の ざわ こう じ 野 澤 幸 治	新任	執行役員 事業推進本部長	—
5	ま ばし たか き 馬 橋 隆 紀	再任 社外 独立	社外取締役	15/15回 100.0%
6	かわ もと ひで とし 川 本 英 利	再任 社外 独立	社外取締役	15/15回 100.0%
7	しも なか み と 下 中 美 都	再任 社外 独立	社外取締役	11/12回 91.6%
8	もり もと ち あき 森 本 千 晶	再任 社外	社外取締役	11/12回 91.6%

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めにもとづく独立役員

1

はら
原としき
俊樹

(1960年4月1日生)

再任



■所有する当社株式の数
20,998株

■当期における出席状況
取締役会
15/15回 (100.0%)

略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1982年 4月 株式会社協和銀行入社
- 2008年 4月 株式会社りそな銀行執行役員大阪地域担当
- 2014年 4月 同社 代表取締役副社長兼執行役員 東日本担当統括
- 2015年 4月 株式会社近畿大阪銀行取締役
- 2017年 4月 株式会社埼玉りそな銀行執行役員人材サービス部副担当
- 2017年 4月 株式会社りそなホールディングス代表執行役員
人材サービス部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当
- 2017年 6月 同社 取締役兼代表執行役員 人材サービス部担当
兼コーポレートガバナンス事務局担当
- 2018年 4月 当社入社 顧問
- 2018年 6月 当社 取締役兼副社長執行役員
- 2018年 7月 当社 取締役兼副社長執行役員 企画管理本部長
- 2019年 6月 当社 代表取締役社長兼社長執行役員 法務統括室担当
- 2020年 6月 当社 代表取締役社長兼社長執行役員 業務監査部担当 (現任)
- 2020年 6月 アズワン株式会社 社外監査役
- 2021年 5月 公益社団法人埼玉県情報サービス産業協会 会長 (現任)
- 2022年 6月 アズワン株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)

取締役候補者とした理由

原俊樹氏は、2019年6月から当社代表取締役を務めており、経営の指揮及び監督を適切に行っております。また、りそなグループの要職を歴任し、金融機関における営業部門等の業務経験ならびに人事部門をはじめとした経営の豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから、持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

2 おいかわ かずひろ 及川 和裕 (1964年2月12日生)

再任



■所有する当社株式の数
16,543株

■当期における出席状況
取締役会
15/15回 (100.0%)

| 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1987年 4月 当社入社
- 2012年 6月 当社 企画部長
- 2015年 5月 当社 執行役員企画部担当 兼人事部担当兼企画部長
- 2016年 6月 当社 取締役兼執行役員 企画部担当兼人事部担当兼企画部長
- 2016年 7月 当社 取締役兼執行役員 企画部担当兼人事部担当
- 2017年 6月 当社 取締役兼常務執行役員 企画部担当兼人事部担当
- 2018年 7月 当社 取締役兼常務執行役員 企画管理本部副本部長兼企画部担当兼人事部担当兼総務部担当
- 2018年10月 当社 取締役兼常務執行役員 企画管理本部副本部長兼企画部担当兼人事部担当兼総務部担当兼働き方改革推進室担当
- 2019年 6月 当社 取締役兼常務執行役員 企画管理本部長兼企画部担当兼人事部担当兼総務部担当兼働き方改革推進室担当
- 2020年 6月 当社 取締役兼常務執行役員 企画管理本部長兼経理部担当兼人事部担当兼総務部担当兼働き方改革推進室担当
- 2022年 4月 当社 取締役兼常務執行役員 企画管理本部長兼経理部担当兼人事部担当兼総務部担当 (現任)

| 取締役候補者とした理由

及川和裕氏は、経営企画部門、リスク管理部門、人事部門等の担当役員を歴任し、経営戦略立案やコンプライアンス・リスク管理における豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

3 なかのしんじ 中野 真治 (1961年11月27日生)

新任



■所有する当社株式の数
-株

| 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1985年 4月 株式会社埼玉銀行入社
- 2011年 6月 同社 執行役員 人材サービス部長兼人材サービス部担当
- 2013年 4月 同社 執行役員 埼玉営業本部長兼公共法人部担当
- 2015年 4月 同社 常務執行役員 埼玉営業本部長兼公共法人部担当
- 2016年 4月 株式会社近畿大阪銀行 取締役
- 2016年 4月 株式会社りそな銀行 常務執行役員 コンプライアンス統括部担当
- 2016年 4月 株式会社りそなホールディングス 執行役員
コンプライアンス統括部担当
- 2017年 4月 株式会社りそな銀行 常務執行役員
コンシューマービジネス部担当兼プライベートバンキング部担当
兼ローン事業部担当兼ローン管理部担当
- 2018年 4月 同社 専務執行役員 プライベートバンキング部担当
兼ローン事業部担当兼ローン管理部担当
兼コンシューマービジネス部担当統括
- 2019年 4月 株式会社埼玉りそな銀行 取締役兼専務執行役員 経営管理部担当
兼人材サービス部担当
- 2020年 4月 同社 代表取締役兼専務執行役員 営業サポート統括
兼営業サポート統括部担当兼人材サービス部担当
- 2021年 4月 同社 代表取締役兼専務執行役員 営業サポート統括
兼営業サポート統括部担当兼人財サービス部担当
- 2022年 4月 当社入社 エグゼクティブアドバイザー (現任)

| 取締役候補者とした理由

中野真治氏は、りそなグループの要職を歴任し、金融機関における営業部門等の業務経験ならびにコンプライアンス部門をはじめとした経営の豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから、持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものです。

4 のざわ こうじ 野澤 幸治 (1969年12月10日生)

新任



■所有する当社株式の数
5,774株

略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1990年 4月 当社入社
- 2011年 8月 当社 人事部長
- 2014年 8月 当社 公共事業本部部付部長
- 2015年 1月 当社 営業統括部長
- 2016年 4月 当社 法人事業本部副本部長 兼法人営業部長
- 2017年 1月 当社 執行役員 法人事業本部長
- 2017年 6月 A G Sシステムアドバイザー株式会社 監査役
- 2018年 6月 A G Sビジネスコンピューター株式会社 取締役
- 2019年 6月 当社 執行役員 事業推進本部長 (現任)
- 2021年 6月 A G Sシステムアドバイザー株式会社 監査役(現任)
(2022年6月17日 退任予定)

取締役候補者とした理由

野澤幸治氏は、人事部長、営業統括部長、法人事業本部長、事業推進本部長を歴任し、情報サービス産業における豊富な経験と卓越した専門的見識を有しております。これらのことから、取締役会の実効性を高めるために適切な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

5

ま ば し た か き
馬橋 隆紀

(1947年12月25日生)

再任

社外

独立



略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1976年 4月 弁護士登録
- 1978年 8月 馬橋法律事務所所長
- 2001年 4月 埼玉弁護士会会長・日本弁護士連合会理事
- 2008年 2月 財務省第4入札等監視委員会委員長
- 2009年 4月 埼玉県労働委員会会長
- 2014年 3月 埼玉県人事委員会委員長
- 2016年 6月 公益財団法人日弁連法務研究財団理事
- 2017年 6月 当社 社外取締役（現任）
- 2019年 4月 桜美林大学特別招聘教授
- 2020年10月 法科大学院認証評価会議委員（現任）

■所有する当社株式の数

2,131株

■社外取締役在任年数

5年

■当期における出席状況 取締役会

15/15回 (100.0%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

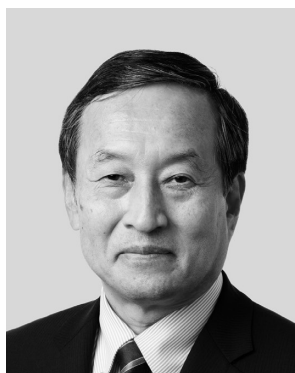
馬橋隆紀氏は、弁護士としての法務に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものです。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

6 | かわもと ひでとし 川本 英利 (1953年10月13日生)

再任

社外

独立



■所有する当社株式の数
6,039株

■社外取締役在任年数
3年

■当期における出席状況
取締役会
15/15回 (100.0%)

| 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 クラリオン株式会社入社
2001年 5月 同社 O E M営業本部長
2010年 6月 同社 取締役
2014年 4月 同社 代表取締役 取締役社長 兼 C O O
2017年 4月 同社 取締役 代表執行役 執行役会長 兼 C E O
2019年 4月 フォルシアジャパン株式会社 会長
2019年 4月 Faurecia S.E. Senior Advisor of CEO
2019年 6月 当社 社外取締役 (現任)
2020年 6月 株式会社 I J T T 社外取締役 (現任)

| 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

川本英利氏は、クラリオン株式会社の要職を歴任し、営業部門等の業務経験ならびに経営の豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものです。選任後は経営経験者としての幅広い知見を活かし、主に経営的な目線から持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現のため尽力いただくことを期待します。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

7 | しもなか みと 下中 美都 (1956年2月4日生)

再任 社外 独立



略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 学校法人文化学園文化出版局入社
1995年10月 株式会社平凡社入社
1996年 4月 同社「コロナ・ブックス」編集長
1998年 6月 同社 編集担当取締役
2003年 4月 同社 編集局長
2014年 6月 同社 代表取締役社長（現任）
2014年 6月 株式会社読書人 社外取締役（現任）
2017年 6月 株式会社ネットアドバンス 社外取締役
2020年 6月 株式会社トーモク 社外取締役（現任）
2021年 6月 当社 社外取締役（現任）

■所有する当社株式の数
-株

■社外取締役在任年数
1年

■当期における出席状況
取締役会
11/12回 (91.6%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

下中美都氏は、現在創業から100年以上続く出版社の代表取締役社長を務めており、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものです。選任後は長年にわたる企業経営で培った幅広い見識を活かし、主に大局的な目線から持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現のため尽力いただくことを期待します。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

8

もりもと ちあき

森本 千晶 (1956年12月2日生)

再任 社外



■所有する当社株式の数
309株

■社外取締役在任年数
1年

■当期における出席状況
取締役会
11/12回 (91.6%)

略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1980年 4月 株式会社近畿相互銀行入社
 2007年 4月 株式会社近畿大阪銀行住吉支店長
 2009年 4月 同社 人事部長
 2013年 4月 同社 常勤監査役
 2017年12月 株式会社キャピタル・アセット・プランニング
 常勤監査役 (現任)
 2019年 1月 株式会社インフォーム 監査役 (現任)
 2021年 6月 当社 社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

森本千晶氏は、金融機関の常勤監査役として培われた豊富な経験と専門的な見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものです。選任後は監査役経験者としての専門的な見識を活かし、主に取締役会の監視・監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 馬橋隆紀氏、川本英利氏、下中美都氏及び森本千晶氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、馬橋隆紀氏、川本英利氏、下中美都氏及び森本千晶氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、各氏の再任が承認された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である対象役員が、会社役員の業務としての行為に起因して損害賠償請求を受けて負担する損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により保険会社が補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 5. 当社は、馬橋隆紀氏、川本英利氏及び下中美都氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
 6. 取締役候補者の所有する当社の株式数は、AGS役員持株会を通じての保有分を含めた2022年3月31日現在の状況を記載しております。

(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

第2号議案「取締役8名選任の件」が承認可決された場合、各取締役が保有しているスキルおよび当社が各取締役に発揮を期待しているスキルは、以下のとおりとなります。

2022年6月株主総会日付現在

氏名	役職	年齢	ジェンダー	独立性	スキル							
					企業経営	財務・計 会	法 務 コンプラ イアンス	リスク管理	I T	営 業 マーケテ ィング	E S G SDG s	人 事 人材育成
はら としき 原 俊樹	代表取締役社長 社長執行役員	62歳	男性		○	○	○	○	○	○	○	○
なか のしんじ 中野真治	取締役 専務執行役員	60歳	男性		○	○	○	○		○	○	○
おいかわかずひろ 及川和裕	取締役 常務執行役員	58歳	男性			○	○	○	○		○	○
の ざわこうじ 野澤幸治	取締役 執行役員	52歳	男性				○	○	○	○	○	○
ま ばしたかき 馬橋隆紀	社外取締役	74歳	男性	●			○				○	
かわもとひでとし 川本英利	社外取締役	68歳	男性	●	○		○	○		○	○	
しもなか み と 下中美都	社外取締役	66歳	女性	●	○		○	○		○	○	○
もりもと ち あき 森本千晶	社外取締役	65歳	女性			○	○		○	○	○	○

第3号議案

監査役4名選任の件

監査役4名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。
また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位	監査役会 出席状況 (2021年度)
1	いし ぜき しょう じ 石 関 正 次	再任	常勤監査役	15/16回 93.8%
2	すぎ なか まさ き 杉 中 正 樹	再任 社外	社外監査役	16/16回 100.0%
3	あお やま みち お 青 山 通 郎	再任 社外	社外監査役	12/12回 100.0%
4	い が らし しん じ 五十嵐 伸二	新任	人事部シニアパートナー	—

再任 再任監査役候補者 新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者

1

いし ぜき しょう じ

石関 正次 (1957年9月18日生)

再任



■所有する当社株式の数
9,648株

■当期における出席状況
監査役会
15/16回 (93.8%)

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1981年 4月 株式会社埼玉銀行入社
 1986年 6月 同社 事務企画部
 1993年 6月 株式会社あさひ銀行 総合企画部
 2002年 3月 株式会社りそなホールディングス 財務部
 2009年 2月 同社 財務部グループリーダー
 2011年 8月 当社 入社
 2012年 6月 当社 経理部長
 2013年 4月 当社 執行役員 経理部長
 2015年 5月 当社 執行役員 経理部担当兼総務部担当兼経理部長
 2018年 6月 A G S プロサービス株式会社 取締役
 2018年 7月 当社 常務執行役員 情報処理本部長兼経理部担当
 2020年 6月 当社 常勤監査役 (現任)

監査役候補者とした理由

石関正次氏は、2020年6月から当社監査役を務めており、経営の監査及び監督を適切に行っております。また、金融機関における企画および財務部門の経験と当社での経理部門を中心とした豊富な業務経験があり、財務及び会計に関して相当程度の知見を有しております。これらのことから、当社の業務を熟知しており、当社グループの経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものです。

2 | すぎ なか まさ き 杉中正樹 (1956年1月19日生)

再任 社外



略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

- 1980年 4月 株式会社協和銀行入社
- 2005年 1月 株式会社りそな銀行 システム部部付部長
- 2006年 3月 NTTデータソフィア株式会社 システム統括本部
システム開発本部システム企画部長
- 2007年 6月 同社 取締役 システム統括本部システム開発本部
システム企画部長
- 2010年 7月 同社 取締役 システム開発本部長
- 2011年 6月 同社 常務取締役 システム開発本部長
- 2017年 4月 同社 常務取締役
- 2018年 6月 当社 監査役 (現任)

社外監査役候補者とした理由

杉中正樹氏は、情報化政策分野に長年にわたって携わられ、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

■所有する当社株式の数
-株

■社外監査役在任年数
4年

■当期における出席状況
監査役会
16/16回 (100.0%)

3

あおやま みちお

青山 通郎

(1957年5月16日生)

再任

社外



略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1981年 4月 株式会社埼玉銀行入社
 1998年11月 株式会社あさひ銀行 五日市支店長
 2004年 7月 株式会社埼玉りそな銀行 融資第二部長
 2010年 6月 同社 執行役員 融資部担当兼融資管理部担当
 2012年 4月 同社 常務執行役員 融資部担当兼融資管理部担当
 2015年 4月 りそな総合研究所株式会社 専務取締役
 2017年 6月 日本電波工業株式会社 執行役員 (現任)
 2021年 6月 当社 監査役 (現任)

社外監査役候補者とした理由

青山通郎氏は、金融機関における融資部門を中心とした豊富な業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

■所有する当社株式の数
-株

■社外監査役在任年数
1年

■当期における出席状況
監査役会
12/12回 (100.0%)

4 | い が ら し し ん じ 五十嵐 伸二 (1966年5月31日生)

新任



■所有する当社株式の数
149株

┃ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

- 1989年 4月 株式会社埼玉銀行入社
- 2007年 7月 株式会社りそなホールディングス
人材サービス部グループリーダー
- 2010年 7月 株式会社りそな銀行 東村山・小平・東大和エリア
営業第三部エリア営業第三部長
- 2013年 4月 同社 早稲田支店支店統括部長
- 2014年 1月 同社 内部監査部上席監査員
- 2015年 7月 株式会社りそなホールディングス 情報資産管理室長
- 2017年 4月 同社 お客さま保護推進室長
- 2020年 7月 当社入社 人事部シニアパートナー (現任)

┃ 監査役候補者とした理由

五十嵐伸二氏は、金融機関における内部監査部門および人事部門の経験と、当社での人事部門を中心とした豊富な業務経験があります。これらのことから、当社グループの経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉中正樹氏、青山通郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、杉中正樹氏、青山通郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である対象役員が、会社役員の業務としての行為に起因して損害賠償請求を受けて負担する損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により保険会社が補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 監査役候補者の所有する当社の株式数は、AGS役員持株会、AGS社員持株会を通じての保有分を含めた2022年3月31日現在の状況を記載しております。

以上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の停滞などにより厳しい状況が続きました。政府による各種政策の効果や海外経済の改善もあり、景気を持ち直しが期待されるものの、ウクライナ情勢や原材料価格の上昇などにより、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続くものと予想されております。

当社グループが属します情報サービス産業におきましては、大企業のみならず中堅・中小企業においてもデジタルトランスフォーメーション（DX）に取組む企業が増加しており、今後もデジタル庁を中心としたデジタル・ガバメント実行計画の進展や、DX推進の更なる加速など、市場規模の拡大が継続するものとみられます。

このような経営環境のもと、当社グループは、感染防止策を徹底した上で当社グループ業務の安定した事業継続に努めるとともに、ソフトウェア開発をはじめとする大型案件を確実に遂行いたしました。また、ウィズコロナ禍での営業活動効率化を図る各施策を推進し、「さいたまiDC」の利用促進、およびSDGs推進による社会課題の解決に向けたDXソリューションやセキュリティソリューションなどの販売強化に注力してまいりました。

事業戦略面では、「金融機関、および地方公共団体に対する効率化推進」の分野においてALSOCK社との協業を開始するとともに、中堅・中小企業のDX推進を目的として2022年4月1日に設立した「りそなデジタルハブ株式会社」への資本参加決定など、パートナーシップによるビジネス拡大に努めてまいりました。

組織・体制面では、2021年4月1日より導入した新人事制度の適正な運用を図るべく、高い専門性を持つ人材の適切な処遇等を目的とした「プロフェッショナル」「エキスパート」の認定、管理者のマネジメントスキルの更なる向上を図るための360度評価、およびキャリアアドバイザーとの面談等による若手・中堅社員のキャリア形成支援などを実施いたしました。

社会貢献活動では、新型コロナウイルス感染症への対策に活用いただくため、埼玉県へ「N95マスク」を、さいたま市へ「防塵用マスク」「保護ゴーグル」の寄附を実施いたしました。併せて、当社グループ創立50周年記念事業として、埼玉県へ「高速自動消毒器」「サーマルカメラ」を寄贈し、さいたま市へ「再生可能エネルギーを利用したマイクロ風車発電機」「環境教育教材（風力・太陽光発電組み立てキット）」を寄贈することといたしました。また、IT事業を通じて社会に貢献していくことを柱とした、当社グループのSDGsへの取り組みの全体像、基本方針、具体的な取り組み内容、達成に向けた指標等の明確化といった取り組みが認められ、「埼玉県SDGsパートナー制度への登録」に続き、「さいたま市SDGs企業」に認証されました。

当連結会計年度の業績につきましては、システム機器販売が減少した一方、他のセグメントの増収により、売上高は21,187百万円（前連結会計年度売上高20,949百万円）となりました。

利益面では、システム機器販売において売上高の減少や利益率の低下などにより減少した一方、他のセグメントの売上高の増加などにより、営業利益は948百万円（前連結会計年度営業利益769百万円）、経常利益は981百万円（前連結会計年度経常利益779百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は638百万円（前連結会計年度親会社株主に帰属する当期純利益497百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっているため、前連結会計年度比（金額・増減率）は記載しておりません。

	第26期 (2021年3月期)	第27期 (2022年3月期)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)
売上高	20,949	21,187
営業利益	769	948
経常利益	779	981
親会社株主に帰属する当期純利益	497	638

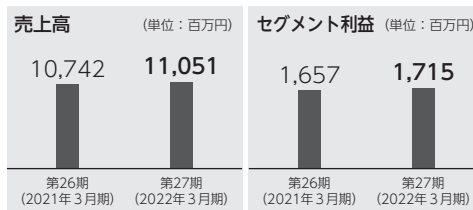
また、2021年度を最終年度とした前長期経営計画における最終年度の計数は、売上高21,030百万円、営業利益1,050百万円を目標としておりましたが、売上高は目標を達成したものの、利益面においては人件費や設備投資の増加等により目標達成には至りませんでした。なお、2022年度を開始年度とした新経営計画の概要については、1（2）対処すべき課題をご参照下さい。

セグメント別の業績に関しては以下のとおりであります。なお、収益認識会計基準の適用により、売上高は40百万円増加し、セグメント利益は18百万円増加しております。

情報処理サービス

売上高
11,051百万円

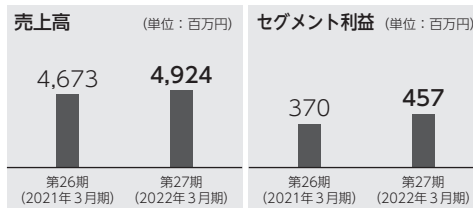
金融機関・公共団体向け受託計算サービスの増加、一般法人向けIDC運用サービス・クラウドサービスの増加、および自治体向け窓口業務の拡大などにより、売上高は11,051百万円（前連結会計年度売上高10,742百万円）、セグメント利益は1,715百万円（前連結会計年度セグメント利益1,657百万円）となりました。



ソフトウェア開発

売上高
4,924百万円

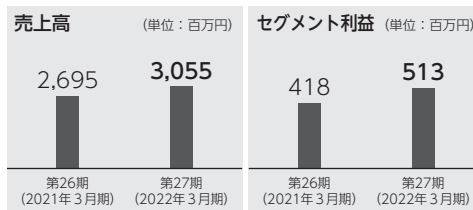
金融機関向け大型ソフトウェア開発の増加などにより、売上高は4,924百万円（前連結会計年度売上高4,673百万円）、セグメント利益は457百万円（前連結会計年度セグメント利益370百万円）となりました。なお、収益認識会計基準の適用により、売上高は0.2百万円減少し、セグメント利益は7百万円増加しております。



その他情報サービス

売上高
3,055百万円

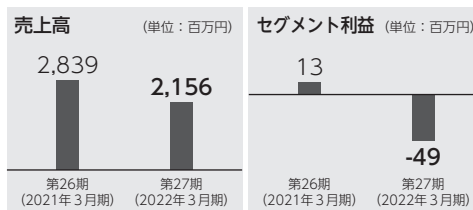
金融機関向け機器導入支援サービスや、クラウド会計システム導入支援の増加などにより、売上高は3,055百万円（前連結会計年度売上高2,695百万円）、セグメント利益は513百万円（前連結会計年度セグメント利益418百万円）となりました。なお、収益認識会計基準の適用により、売上高は40百万円増加し、セグメント利益は11百万円増加しております。



システム機器販売

売上高
2,156百万円

金融機関向け機器販売が増加したものの、前連結会計年度のGIGAスクール関連の機器販売をカバーするまでには至らず、売上高は2,156百万円（前連結会計年度売上高2,839百万円）、セグメント損失は49百万円（前連結会計年度セグメント利益13百万円）となりました。



② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、514百万円であり、主なものはクラウドサービス関連投資であります。
なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 対処すべき課題

海外に端を発したDX推進の流れは我が国にも波及し、政府は2000年に「e-Japan構想」を掲げインフラ整備やIT利活用を進めてきましたが、国内IT投資は限定的であり海外に遅れをとっている状況から、2018年には経済産業省が「DXレポート」や「DX推進ガイドライン」を公表し、企業に推進を呼びかけてきました。こうした中、2020年より新型コロナウイルス感染症が拡大、人と人との接触制限などから、企業はテレワークやオンライン会議、クラウドシステムの活用推進など、「働き方」や「ビジネスの在り方」の変革を余儀なくされました。

また、デジタル化への課題が浮き彫りされたことからDX推進の流れは一気に加速し、現在、企業のIT投資は増加傾向にあります。更に、2030年を目標とするSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、ITやデータセンター活用によるペーパーレス化やCO₂削減等への取り組みが注目されるなど、今後、ITへの期待は、ますます高まるものと考えられます。

このような社会情勢のなか、「お客様とともに未来を創造し、ITで夢のある社会づくりに貢献します」とした企業理念のもと、当社グループの使命は、「お客様の変革を支援し、IT事業を通じて社会課題を解決していくこと」と捉えております。IT事業を通じた社会課題解決実現のためには、当社グループ自らが変革し続ける必要があります。そこで、新経営計画の名称を「Keep On Changing ～事業を通じて社会課題を解決し、変革し続ける～」とし、2022年度から2030年度までの9年間を対象とした「長期経営ビジョン」と「基本方針（変革の3指針）」を策定いたしました。

【新経営計画名称】

Keep On Changing ～事業を通じて社会課題を解決し、変革し続ける～

【長期経営ビジョン】

AGSグループは、「IT事業を通じて社会課題の解決に取り組み、夢のある未来の創造に貢献する企業」となり、お客様から選ばれ続けるITパートナーであるために、弛まぬ努力と変革を続けます。

【基本方針（変革の3指針）】

IT事業を通じて「会社・社員」を変え、「当社ビジネス」を変え、「社会」を変えることで、社会課題の解決を目指します。

これらのビジョン・基本方針のもと、新経営計画第一期（2022年度から2024年度）の5つの重点施策として、以下の課題に取り組んでまいります。

<変革> DX・クラウドインテグレーションビジネスの推進

お客様に選ばれ続ける真のITパートナーとなるべく、技術・業務ノウハウ・コーディネート力等、DX時代に即した「創る力」を高めることに全社を挙げて取り組むことで、お客様のDX・デジタル化、および経営課題の解決を支援する「ソリューション型ビジネス」を推進し、既存顧客の取引拡大と新規大口先の獲得を目指します。

<挑戦> 新サービス・新事業の創出

マーケティング力や企画提案力を強化したうえで、研究開発投資やM&Aによる事業化への積極的な経営資源投入などによりイノベーションを加速させ、新たな収益基盤となる「サービス提供型ビジネス」を創出し、育ててまいります。

<深化> 既存ビジネスの深化

当社保有の専門ノウハウ・インフラ設備・デジタル化技術の高度化により、従来からのサービスの深化とともに新たな受託業務を創出し、お客様のデジタル化支援のトータルソリューション提案を推進することでデータセンタービジネスをはじめとしたデジタル化受託業務の拡大を図ってまいります。

<改革> 構造改革による経営の効率化

事業推進と経営効率化を実現すべく、DXビジネスを戦略的に推進する組織の新設や、グループ組織体制の見直しを行い、組織の強化・最適化を図ります。また、「社内事務プロセスの見直し」や「事業の選択と集中・分散」等により収益体質を強化し、資本コストを意識した経営を行ってまいります。

<成長> 人材育成及び人材成長戦略

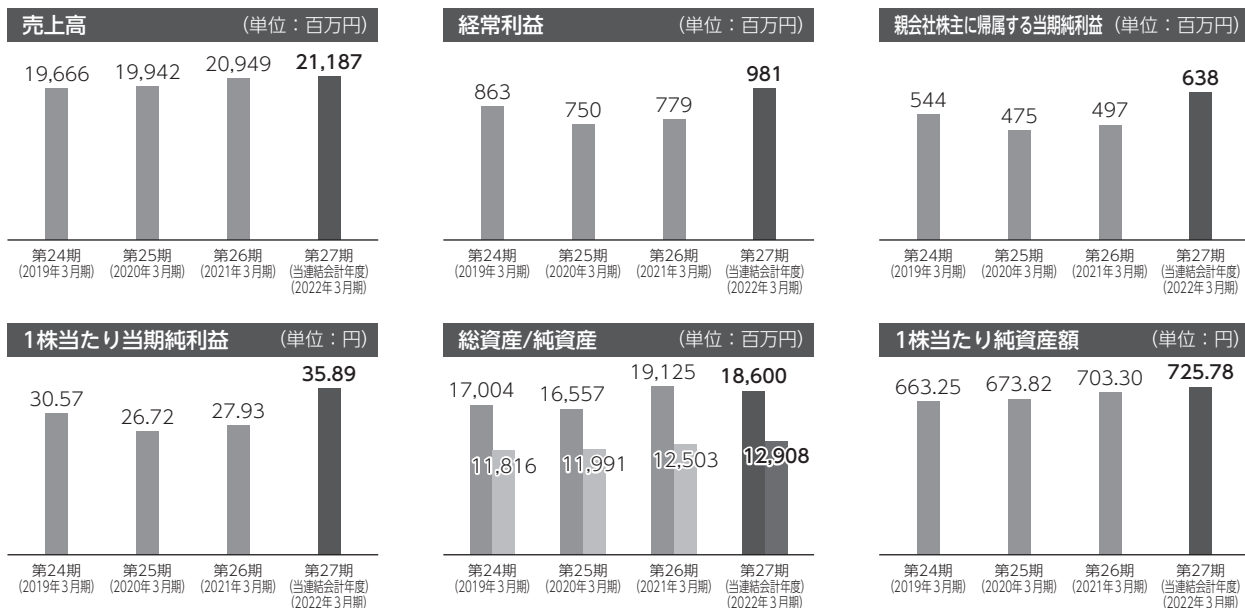
DXビジネスをはじめとした成長戦略の推進に必要な人材を計画的に育成するとともに、長く働くことを可能とするリスクリングに取り組めます。また、多様な人材が活躍できる「挑戦を重視する組織」へと変革し、全ての社員が持てる力を最大限発揮できる組織となり、社員が誇れる、最も働きがいのある企業を目指してまいります。

なお、当社グループは、「IT事業を通じて社会課題の解決に取り組み、夢のある未来の創造に貢献していく」という基本方針に基づき、SDGsの達成に向けて貢献していくことを2021年4月に公表しております。新経営計画においてもSDGsへの取り組みを継承し、コーポレートガバナンス報告書等を通じて公表している内容も含め、ESG経営を推進してまいります。新経営計画については、55頁から60頁をご参照下さい。

また、当社は、東京証券取引所の新市場区分において、今後のビジネスの展開、資金調達方針、株主や投資家の皆様の利益などを踏まえ、当社が持続的成長や企業価値向上を目指す上で、最も適切な市場との判断から「スタンダード市場」を選択いたしました。これからも、当社グループの持続的成長に向け、新経営計画の重点施策を着実に推進し、一層の投資魅力向上に取り組んでまいります。また、株主や投資家の皆様をはじめとする、全てのステークホルダーの皆様に向けた情報発信について、これまで以上に強化を図ってまいります。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

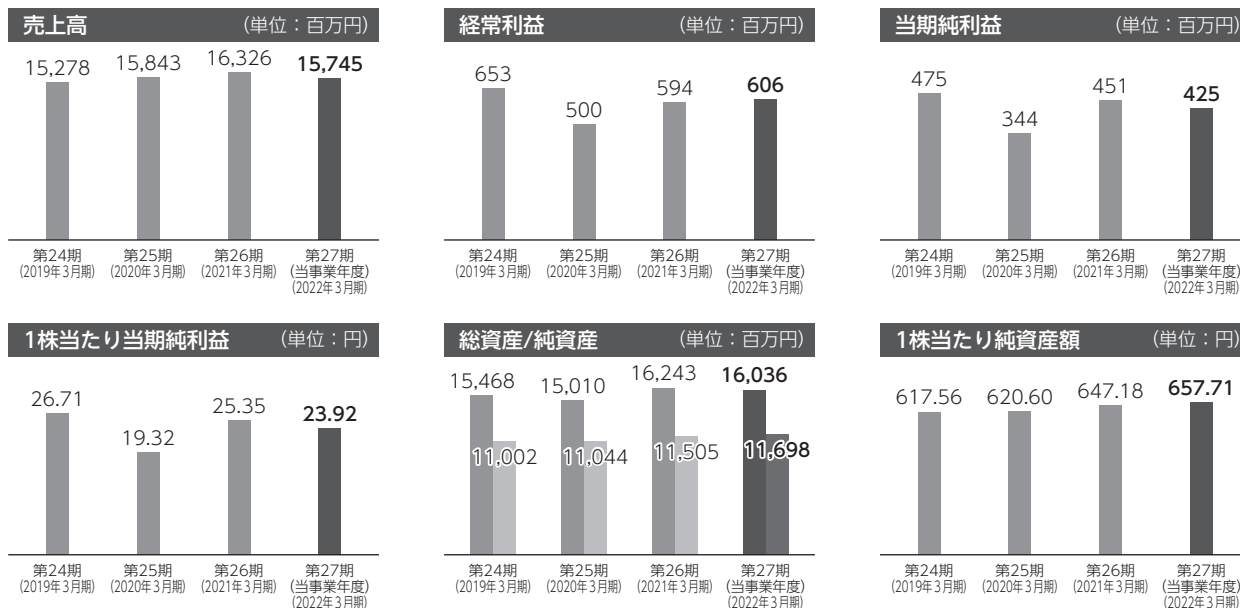


		第24期 (2019年3月期)	第25期 (2020年3月期)	第26期 (2021年3月期)	第27期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(百万円)	19,666	19,942	20,949	21,187
経常利益	(百万円)	863	750	779	981
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	544	475	497	638
1株当たり当期純利益	(円)	30.57	26.72	27.93	35.89
総資産	(百万円)	17,004	16,557	19,125	18,600
純資産	(百万円)	11,816	11,991	12,503	12,908
1株当たり純資産額	(円)	663.25	673.82	703.30	725.78

(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式数に基づいて算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移



		第24期 (2019年3月期)	第25期 (2020年3月期)	第26期 (2021年3月期)	第27期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高	(百万円)	15,278	15,843	16,326	15,745
経常利益	(百万円)	653	500	594	606
当期純利益	(百万円)	475	344	451	425
1株当たり当期純利益	(円)	26.71	19.32	25.35	23.92
総資産	(百万円)	15,468	15,010	16,243	16,036
純資産	(百万円)	11,002	11,044	11,505	11,698
1株当たり純資産額	(円)	617.56	620.60	647.18	657.71

(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式数に基づいて算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
AGS ビジネスコンピューター株式会社	30	100.00	情報処理サービス、ソフトウェア開発、その他情報サービス、システム機器販売
AGS プロサービス株式会社	30	100.00	情報処理サービス、その他情報サービス (人材派遣業)
AGS システムアドバイザー株式会社	30	100.00	その他情報サービス (ITコンサルティング、BCMコンサルティング、情報セキュリティコンサルティング)

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	主要サービス
情報処理サービス	受託計算サービス、IDCサービス、クラウドサービス、BPOサービスなど
ソフトウェア開発	ソフトウェア開発及びソフトウェア開発に係わるコンサルティング業務など
その他情報サービス	パッケージ販売、ハード保守、人材派遣など
システム機器販売	システム機器、帳票、サプライ品などの販売

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

当社	本社：埼玉県さいたま市浦和区 浦和ソリューションセンター：埼玉県さいたま市南区
AGS ビジネスコンピューター株式会社	本社：埼玉県さいたま市大宮区
AGS プロサービス株式会社	本社：埼玉県さいたま市浦和区
AGS システムアドバイザー株式会社	本社：埼玉県さいたま市浦和区

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報処理サービス	1,057 (862) 名	8名増 (59名増)
ソフトウェア開発		
その他情報サービス		
システム機器販売		
合 計	1,057 (862) 名	8名増 (59名増)

- (注) 1. 使用人数は就業者数であり、グループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループからグループ外への出向者は含んでおりません。
2. 臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、（ ）内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 当社及び連結子会社は、情報サービスの総合的な提供を事業内容としており、同一の使用人が複数のセグメントに従事しているため、合計で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
772 (394) 名	3名増 (13名増)	43.1歳	19.6年

- (注) 1. 使用人数には、当社への出向者を含み、当社からの出向者は含んでおりません。
2. 臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、（ ）内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 平均勤続年数の算定にあたり、当社グループからの出向者及び転籍者については、各社における勤続年数を加算しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 64,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 17,845,932株 |
| ③ 株主数 | 12,869名 |
| ④ 大株主 (上位12名) | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
AGS社員持株会	1,864,700	10.48
大栄不動産株式会社	1,430,000	8.04
富士倉庫運輸株式会社	1,050,000	5.90
埼玉県民共済生活協同組合	1,000,000	5.62
千葉県民共済生活協同組合	1,000,000	5.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	982,400	5.52
株式会社りそな銀行	800,000	4.50
株式会社ティー・アイ・シー	600,000	3.37
武州瓦斯株式会社	401,000	2.25
第一生命保険株式会社	400,000	2.25
株式会社K S K	400,000	2.25
兼松エレクトロニクス株式会社	400,000	2.25

(注) 持株比率は自己株式 (59,690株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,500株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.(5)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員)	原 俊 樹	業務監査部担当 アズワン株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (副社長執行役員)	藤 倉 広 幸	グループ経営統括担当 兼情報処理本部担当 AGSビジネスコンピューター株式会社 代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	及 川 和 裕	企画管理本部長 兼経理部担当兼人事部担当兼総務部担当兼働き方改革推進室担当
取締役	馬 橋 隆 紀	
取締役	川 本 英 利	株式会社 I J T T 社外取締役
取締役	下 中 美 都	株式会社平凡社 代表取締役社長 株式会社トーモク 社外取締役
取締役	森 本 千 晶	株式会社キャピタル・アセット・プランニング 常勤監査役
常勤監査役	石 関 正 次	
監査役	橋 本 光 男	
監査役	杉 中 正 樹	
監査役	青 山 通 郎	

- (注) 1. 取締役馬橋隆紀氏、川本英利氏、下中美都氏及び森本千晶氏は、社外取締役であります。
2. 取締役川本英利氏は、株式会社 I J T T の社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
3. 取締役下中美都氏は、株式会社平凡社の代表取締役社長及び株式会社トーモクの社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
4. 取締役森本千晶氏は、株式会社キャピタル・アセット・プランニングの常勤監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
5. 監査役橋本光男氏、杉中正樹氏及び青山通郎氏は、社外監査役であります。
6. 当社は、取締役馬橋隆紀氏、川本英利氏、下中美都氏及び監査役橋本光男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 常勤監査役石関正次氏は、金融機関における企画及び財務部門の経験と、当社での経理部門を中心とした豊富な業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役青山通郎氏は、金融機関における融資部門を中心とした豊富な業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 2022年4月1日付で、取締役の担当及び重要な兼職について、次のとおり異動しております。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 (常務執行役員)	及 川 和 裕	企画管理本部長 兼経理部担当兼人事部担当兼総務部担当

(2) 事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
白田 憲 司	2021年6月22日	辞任	監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各監査役ともに会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および「1(4)②. 重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の全ての取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、会社社員の業務としての行為に起因して損害賠償請求を受けて負担する損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお当該保険契約では、当該役員の違法な行為に起因する損害賠償請求等については補償対象外としており、当該役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。同方針の制定にあたっては、取締役会の諮問機関であり、社外取締役を主なメンバーとする人事委員会が制定案に係る諮問を受け、同委員会の答申を受けて取締役会が決定しております。今後、同方針の変更を含め、取締役の報酬制度変更の際には、人事委員会が変更案に係る諮問を受け、同委員会の答申内容を踏まえて、取締役会にて決定いたします。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等に関し、報酬等の内容が当該決定方針と整合していることについて、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本報酬に関する方針

対象取締役の職位や職務内容を踏まえた固定的な基準を中心に、企業業績も加味した上で算出した月額報酬とする。

ロ. 業績連動報酬（賞与）に関する方針

対象取締役の職位に応じて支給することとし、経営者として結果を重視する観点から、職位及び期間業績である連結営業利益額に応じた基準金額を設定、連結営業利益額への貢献度、経営計画・重点施策等の達成度合等を主な指標とし、あわせて経営者としての行動特性評価等により、同基準金額の0～150%の範囲で決定する。

ハ. 譲渡制限付株式報酬に関する方針

中長期的な企業価値向上への取り組みを重視する観点から、対象取締役の職位に応じた一定株数の付与に必要な金銭報酬債権額とする。なお譲渡制限付株式報酬に係る金銭報酬債権の総額は株主総会で承認された額の範囲内とする。

ニ. 報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬額の総報酬額に占める割合は、概ね20～30%とする。

ホ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は、毎年6月に決定し、決定後、同年7月より毎月支給する。業績連動報酬（賞与）は、毎年10月に決定し12月に支給するとともに、毎年4月に決定し6月に支給する。譲渡制限付株式報酬は、毎年7月に決定し、7月に支給する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	91,919 (14,400)	67,106 (14,400)	22,920 (0)	1,893 (0)	9 (6)
監査役 (うち社外監査役)	24,708 (10,800)	24,708 (10,800)	0 (0)	0 (0)	5 (4)
合計 (うち社外役員)	116,627 (25,200)	91,814 (25,200)	22,920 (0)	1,893 (0)	14 (10)

- (注) 1. 上記には、2021年6月22日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名及び社外監査役1名を含んでおりません。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬(賞与)にかかる主な業績指標は主に連結営業利益であり、その実績は948百万円であります。当該指標を選択した理由は経営者として結果を重視する観点からであります。当社の業績連動報酬(賞与)は、職位や連結営業利益額に応じて設定した基準金額に対して、連結営業利益額への貢献度、経営計画・重点施策等の達成度合等、経営者としての行動特性評価等を踏まえて、0～150%を乗じたもので算定されております。
4. 譲渡制限付株式報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の報酬限度額は、2007年6月21日開催の第12回定時株主総会において、年額150百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役は1名)です。なお、当該報酬限度額の内枠を上限として、取締役(社外取締役除く)に付与する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、2018年6月22日開催の第23回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役除く)の員数は4名です。
6. 監査役の報酬限度額は、2007年6月21日開催の第12回定時株主総会において、年額75百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長原俊樹氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行う必要があることから、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等に関しては、人事委員会への諮問・答申を経て決定した「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」と整合していることについて、取締役会が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の重要な兼職の状況については、「3(1)取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 馬 橋 隆 紀	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。取締役会では、特に内部統制システム構築の基本方針や監査実施報告について助言を行うなど、主に弁護士としての法務に関する豊富な経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の重要な使用人候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 川 本 英 利	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。取締役会では、特に株主・配当政策の見直しや、事業方針・予算編成方針について助言を行うなど、主に経営に関する豊富な経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の重要な使用人候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 下 中 美 都	2021年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。取締役会では、特に新経営計画の策定について助言を行うなど、主に経営に関する豊富な経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事委員会の委員として、2021年6月22日就任以降、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の重要な使用人候補者の選定における監督機能を担っております。
取締役 森 本 千 晶	2021年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。取締役会では、特に女性活躍推進や人材育成について助言を行うなど、主に上場会社の人事部門担当や常勤監査役として培われた豊富な経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事委員会の委員として、2021年6月22日就任以降、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の重要な使用人候補者の選定における監督機能を担っております。
監査役 橋 本 光 男	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。埼玉県副知事・全国知事会事務総長などの経歴があり、行政分野における豊富な経験に基づき、適宜質問や意見等の発言を行っております。
監査役 杉 中 正 樹	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。情報化政策分野に長年にわたって携わられた経歴があり、豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜質問や意見等の発言を行っております。
監査役 青 山 通 郎	2021年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する幅広い見識に基づき、適宜質問や意見等の発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	35,000
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. A G S グループは、コンプライアンス経営を最重要課題として位置づけ、「A G S グループ倫理綱領」の中で「倫理指針」を次のように定める。
 - (a) 法令やルールはもとより社会規範に反する行為はしません。
 - (b) 誠実・公正かつ透明に行動します。
 - (c) 基本的人権を尊重します。
 - (d) 社会的な責任を果たします。
 - (e) 情報の管理と守秘義務を徹底します。
- ロ. 取締役会は、ステークホルダーに対して守るべき取組みを「企業倫理宣言」として定めるとともに、グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行うため、経営者による推進体制を次のとおり定める。
 - (a) 経営者は、本宣言の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。
 - (b) 本宣言に反する事態の発生あるいは発生のおそれがあるときは、経営者自ら問題解決にあたります。
- ハ. A G S グループの全社的なコンプライアンス経営の実効性を確保するため、取締役社長を委員長とし、子会社の取締役社長も委員とするコンプライアンス委員会を設置し、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ニ. 取締役会については「取締役会規程」を定め、その適切な運営により取締役間の意思疎通を図り相互に職務の執行を監督するとともに、取締役会の意思決定の妥当性及び透明性を高めるため、社外取締役を置く。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行を監査する。
- ホ. 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体で断固たる姿勢で対応し、一切の関係を遮断する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る情報（文書及び電磁的記録）については、「重要文書取扱規則」に基づき、適切に保存し管理する。
- ロ. 前記イの情報は、少なくとも10年間は保存するものとし、取締役及び監査役は、常時、これを閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. A G S グループの事業継続に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対処するため、A G S グループのリスク管理に関する基本的な考え方を明確にした「グループリスク管理規程」を定める。
- ロ. リスク管理に関する重要事項等を協議するため、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。企画部担当役員をリスク管理統括責任者、企画部をリスク管理統括部署としてリスクを総括的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。
- ハ. 「グループリスク管理規程」及び「リスク管理規程」に基づき、各リスクの管理部署は、リスクの評価・対応策等を検討し、リスク別に規程やマニュアルを制定する。
- ニ. 事業推進に伴う重大なリスクについては、取締役会における経営判断に活かすため、経営会議でリスク評価を行う。
- ホ. 内部監査部門として業務監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき、業務運営上想定されるリスクへの対応状況について監査する。その結果を取締役社長に報告する。リスクの高い発見事項については取締役会及び監査役会に報告するとともに連携や情報の共有を行う。
- ヘ. 情報資産の管理については、「セキュリティポリシー」等を制定し、情報資産に関するセキュリティ教育に取り組む。
- ト. 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生するおそれが生じた場合は、規程に定める体制に基づき、経営への被害を最小限に抑える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の効率的運営を図るため、執行役員制度を導入する。
- ロ. 取締役・執行役員は、取締役会で定めた「組織・職制規程」、「職務権限規程」をはじめとした経営に関する基本規程等に則り、取締役会で決定した経営方針に従って業務を執行する。
- ハ. 取締役会は、原則月 1 回開催し、法令及び定款に定める事項のほか、「取締役会規程」に定めた重要事項の決定及び取締役の業務執行を監督する。
- ニ. 取締役会より委任された日常の業務の執行を決定するため、取締役及び執行役員等によって構成される経営会議を設置する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス体制を整備し健全な企業活動を展開するため、「AGSグループ企業理念」及び「AGSグループ倫理綱領」を定める。
- ロ. コンプライアンス教育及び啓発活動を行い、コンプライアンスの徹底を図るため、毎年継続的に、コンプライアンス・プログラムを策定する。
- ハ. コンプライアンス・プログラムの実効性を高めるため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、企画部担当役員をコンプライアンス統括責任者とし、コンプライアンス統括部署を企画部とする。
- ニ. 企画部は、法令遵守や契約遵守の徹底と管理強化を図り、法務・契約リスクに適切かつ迅速な対応を行う。
- ホ. AGSグループにおける法令遵守上疑義ある行為について、使用人等が直接通報を行い、かつ不利益を被らない手段を確保するものとし、その手段のひとつとして「内部通報規程」に基づいて、コンプライアンスホットラインを設置し適切に運営する。
- ヘ. 業務監査部は、業務運営における法令及び規程等の遵守状況を監査する。コンプライアンス違反の発生予防、早期発見に努め、その結果を取締役社長に報告する。リスクの高い発見事項については取締役会及び監査役会に報告するとともに連携や情報の共有を行う。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. AGSグループの全社員が一体となって健全なグループ経営に取り組むために、「AGSグループ企業理念」及び「AGSグループ倫理綱領」を定める。
- ロ. 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、AGSグループの企業集団としての業務の適正性と効率性を確保するために「関係会社管理規程」を定める。
- ハ. AGSグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他社会規範に照らし適切なものでなければならぬ。親会社が議決権を行使する場合には、子会社における業務の適正性を確保するものとする。
- ニ. 業務監査部は、AGSグループにおける内部監査を実施又は統括し、AGSグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画は取締役社長及び取締役会の承認を得て決定し、その実施状況及び結果を取締役社長に報告する。リスクの高い発見事項については取締役会及び監査役会に報告するとともに連携や情報の共有を行う。
- ホ. 監査役は、グループ全体の監視・監督を実効的かつ適正に行えるように、会計監査人及び業務監査部との密接な連携を図る。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- イ. 監査役を補助すべき使用人を設置しないが、監査役が必要とした場合は、使用人を配置する。また、監査役は、必要に応じて補助者として業務監査部の要員に対し、監査業務の補助を行うよう要請できる。

⑧ 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役の職務の補助を行う使用人が、当該補助業務を行う場合は、監査役の指揮命令に従うものとする。
- ロ. 監査役の職務の補助を行う使用人の人事異動・人事評価については、監査役会の同意を得た上で決定する。

⑨ 当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- イ. 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役及び使用人は、当社に著しき損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、内部管理体制・手続等に関する開示すべき重要な不備、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、監査役にその都度報告する。
- ロ. 前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ハ. 前記イ、ロを明確にするため「監査役会に対する報告に関する規程」を定める。

⑪ 前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 監査役に対して第⑩項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。
- ロ. 内部通報制度に基づき通報された事実は速やかに監査役へ報告する。

⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- イ. 監査役の職務執行に関して生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、会社が負担する。

⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、監査の実効性を高めるため、業務監査部との連携や情報の共有を図る。
- ロ. 監査役会は、取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するとともに、必要に応じ顧問弁護士、顧問税理士等を活用することができる。

⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. A G S グループの財務報告の信頼性を確保するため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制の整備及び運用を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組み

取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会での協議を経て、当事業年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、同プログラムに沿った社員教育やモニタリング等に取り組んでまいりました。同プログラムの進捗状況につきましては、四半期毎に同委員会への報告を行っております。

② 損失の危険の管理に対する取組み

取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を当事業年度において4回開催し、AGSグループ全体のリスク管理計画を策定し、大規模災害リスク、システムリスク、情報リスク等、個々のリスクの特性に応じた対応策の実施状況等を継続的にモニタリングするなど、全社的なリスク管理体制の整備・強化に取り組ましました。

③ 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役7名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。取締役会を当事業年度において15回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督がなされ、取締役会の実効性は確保されております。また、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

④ 監査役の実効性の確保に対する取組み

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されております。監査役会を当事業年度において16回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。なお、常勤監査役は経営会議その他重要会議に出席するほか、稟議書等を閲覧し、また、監査役会は、取締役社長、業務監査部並びに会計監査人と定期的に情報交換を行い、監査の実効性向上を図っております。

<ご参考>コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社の企業理念は、「お客様とともに未来を創造し、ITで夢のある社会づくりに貢献する」であります。この企業理念の目指すところは、当社は社会における企業市民として、株主をはじめ、取引先、社員、地域社会等、当社を支える社内外のステークホルダーの立場を尊重し、その満足度を高め、持続的に成長可能な誠実で信頼される会社を実現することにより企業価値を高めていくことであると考えております。

当社では、この企業理念を実現するために、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の重要課題であると認識しており、より高い経営の健全性・公正性・透明性の確保に努めております。さらに、コンプライアンスの徹底と経営リスク管理の強化については、コーポレート・ガバナンスの中核をなすものと考えており、当社の取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、体制を整備しております。また、内部統制システムにつきましては、「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて適切に運用しております。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、経営基盤の強化、今後の事業の拡充、連結業績等を勘案しながら、配当性向30%を目安に、安定した利益配分を行っていくことを基本方針としております。また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

このような方針のもと、当期の配当につきましては、普通配当11円に創業50周年記念配当2円を加え、1株当たり13円（うち、中間配当7円50銭、期末配当5円50銭）とさせていただきます。なお、配当総額231百万円を実施し、配当性向は36.2%となっております。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第27期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	9,859,900
現金及び預金	5,400,527
受取手形	9,371
売掛金	2,413,373
契約資産	759,490
商品	665,098
仕掛品	119,856
原材料及び貯蔵品	15,027
その他	477,163
貸倒引当金	△7
固定資産	8,740,166
有形固定資産	5,509,895
建物及び構築物	2,082,064
機械装置及び運搬具	572,096
工具、器具及び備品	134,907
土地	1,572,515
リース資産	1,099,197
建設仮勘定	49,115
無形固定資産	802,783
ソフトウェア	557,673
リース資産	203,323
その他	41,786
投資その他の資産	2,427,487
投資有価証券	1,787,372
繰延税金資産	150,959
その他	493,156
貸倒引当金	△4,000
資産合計	18,600,066

科目	第27期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	4,318,617
買掛金	797,802
リース債務	463,736
未払費用	1,158,462
未払法人税等	225,497
契約負債	693,717
受注損失引当金	246
製品保証引当金	29,296
その他	949,858
固定負債	1,372,593
リース債務	918,992
退職給付に係る負債	147,134
長期未払金	192,717
その他	113,748
負債合計	5,691,210
純資産の部	
株主資本	12,274,287
資本金	1,431,065
資本剰余金	506,530
利益剰余金	10,386,107
自己株式	△49,416
その他の包括利益累計額	634,568
その他の有価証券評価差額金	636,756
退職給付に係る調整累計額	△2,188
純資産合計	12,908,856
負債純資産合計	18,600,066

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第27期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	21,187,182
売上原価	16,621,277
売上総利益	4,565,905
販売費及び一般管理費	3,617,158
営業利益	948,746
営業外収益	73,256
受取利息	80
受取配当金	49,101
補助金収入	9,736
その他	14,338
営業外費用	40,065
支払利息	40,047
その他	17
経常利益	981,938
特別利益	2,416
投資有価証券売却益	2,416
特別損失	8,219
固定資産売却損	0
固定資産除却損	8,219
税金等調整前当期純利益	976,134
法人税、住民税及び事業税	349,197
法人税等調整額	△11,236
当期純利益	638,173
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	638,173

連結株主資本等変動計算書

第27期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	1,431,065	506,065	9,984,351	△56,039	11,865,443
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	△5,240	-	△5,240
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,431,065	506,065	9,979,111	△56,039	11,860,203
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△231,177	-	△231,177
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	638,173	-	638,173
自己株式の処分	-	464	-	6,623	7,088
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	464	406,996	6,623	414,084
2022年3月31日残高	1,431,065	506,530	10,386,107	△49,416	12,274,287

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2021年4月1日残高	639,628	△1,713	637,915	12,503,359
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	-	△5,240
会計方針の変更を反映した 当期首残高	639,628	△1,713	637,915	12,498,119
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△231,177
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	638,173
自己株式の処分	-	-	-	7,088
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△2,872	△475	△3,347	△3,347
連結会計年度中の変動額合計	△2,872	△475	△3,347	410,737
2022年3月31日残高	636,756	△2,188	634,568	12,908,856

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第27期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	7,382,282
現金及び預金	3,958,215
受取手形	3,255
売掛金	1,976,613
契約資産	749,952
商品	146,551
仕掛品	110,372
原材料及び貯蔵品	15,027
前払費用	417,439
その他	4,863
貸倒引当金	△7
固定資産	8,654,180
有形固定資産	5,476,837
建物	2,044,411
構築物	26,172
機械装置及び運搬具	572,096
工具、器具及び備品	122,299
土地	1,572,515
リース資産	1,090,227
建設仮勘定	49,115
無形固定資産	784,718
ソフトウェア	541,509
ソフトウェア仮勘定	5,024
リース資産	203,323
その他	34,860
投資その他の資産	2,392,624
投資有価証券	1,787,372
関係会社株式	95,000
長期前払費用	100,724
差入保証金	363,651
繰延税金資産	39,075
その他	8,800
貸倒引当金	△2,000
資産合計	16,036,462

科目	第27期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	3,031,996
買掛金	595,583
リース債務	458,149
未払金	495,264
未払費用	845,545
未払法人税等	121,207
未払消費税等	225,951
契約負債	229,055
受注損失引当金	246
製品保証引当金	29,296
その他	31,697
固定負債	1,306,233
リース債務	915,095
退職給付引当金	102,080
長期未払金	165,726
その他	123,330
負債合計	4,338,230
純資産の部	
株主資本	11,061,475
資本金	1,431,065
資本剰余金	506,530
資本準備金	506,065
その他資本剰余金	464
利益剰余金	9,173,295
利益準備金	175,000
その他利益剰余金	8,998,295
固定資産圧縮積立金	110,810
別途積立金	4,500,000
繰越利益剰余金	4,387,484
自己株式	△49,416
評価・換算差額等	636,756
その他有価証券評価差額金	636,756
純資産合計	11,698,232
負債純資産合計	16,036,462

損益計算書

(単位：千円)

科目	第27期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	15,745,492
売上原価	12,111,562
売上総利益	3,633,929
販売費及び一般管理費	3,143,159
営業利益	490,770
営業外収益	160,158
受取利息	65
受取配当金	132,101
その他	27,991
営業外費用	44,189
支払利息	39,513
賃貸収入原価	4,671
その他	3
経常利益	606,739
特別利益	2,416
投資有価証券売却益	2,416
特別損失	8,219
固定資産売却損	0
固定資産除却損	8,219
税引前当期純利益	600,935
法人税、住民税及び事業税	171,280
法人税等調整額	4,234
当期純利益	425,421

株主資本等変動計算書

第27期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2021年4月1日残高	1,431,065	506,065	-	506,065	175,000	113,592	4,500,000	4,196,401	8,984,993	△56,039	10,866,086
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	△5,942	△5,942	-	△5,942
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,431,065	506,065	-	506,065	175,000	113,592	4,500,000	4,190,459	8,979,051	△56,039	10,860,143
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	△2,781	-	2,781	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△231,177	△231,177	-	△231,177
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	425,421	425,421	-	425,421
自己株式の処分	-	-	464	464	-	-	-	-	-	6,623	7,088
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	464	464	-	△2,781	-	197,025	194,244	6,623	201,332
2022年3月31日残高	1,431,065	506,065	464	506,530	175,000	110,810	4,500,000	4,387,484	9,173,295	△49,416	11,061,475

	評価・換算差額等		純資産計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	639,628	639,628	11,505,714
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	△5,942
会計方針の変更を反映した当期首残高	639,628	639,628	11,499,772
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△231,177
当期純利益	-	-	425,421
自己株式の処分	-	-	7,088
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2,872	△2,872	△2,872
事業年度中の変動額合計	△2,872	△2,872	198,459
2022年3月31日残高	636,756	636,756	11,698,232

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

AGS株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 廣田剛樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 河村剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、AGS株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AGS株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

AGS株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 廣田剛樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 河村剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AGS株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

A G S 株式会社 監査役会

常勤監査役 石関正次 ㊟
 社外監査役 橋本光男 ㊟
 社外監査役 杉中正樹 ㊟
 社外監査役 青山通郎 ㊟

以上

新経営計画(Keep On Changing)の作成にあたって

海外に端を発したDX推進の流れは国内にも波及しましたが、国内IT投資は海外に比べて遅れをとっている状況から、2018年には経済産業省が「DXレポート」や「DX推進ガイドライン」を公表し、企業に呼びかけてきました。こうした中、2020年からの新型コロナウイルス感染症拡大により、人と人との接触が制限され、企業はテレワークやオンライン会議、クラウドシステムの活用が進み、「働き方」や「ビジネスの在り方」の変革を余儀なくされました。

また、デジタル化への課題が浮き彫りされたことからDX推進の流れは一気に加速し、現在、企業のIT投資は増加傾向にあります。更に、2030年を目標とするSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、ITやデータセンターの活用によるペーパーレス化やCO2削減等への取り組みが注目されるなど、今後、ITへの期待は、ますます高まるものと考えられます。

このような社会情勢のなか、「お客様とともに未来を創造し、ITで夢のある社会づくりに貢献します」とした企業理念のもと、当社グループの使命は、「お客様の変革を支援し、IT事業を通じて社会課題を解決していくこと」と捉えております。IT事業を通じた社会課題解決実現のためには、当社グループ自らが変革し続ける必要があります。そこで、新経営計画の名称を「Keep On Changing ～事業を通じて社会課題を解決し、変革し続ける～」とし、2022年度から2030年度までの9年間を対象とした「長期経営ビジョン」と「基本方針（変革の3指針）」および、2024年度までの重点施策を策定いたしました。

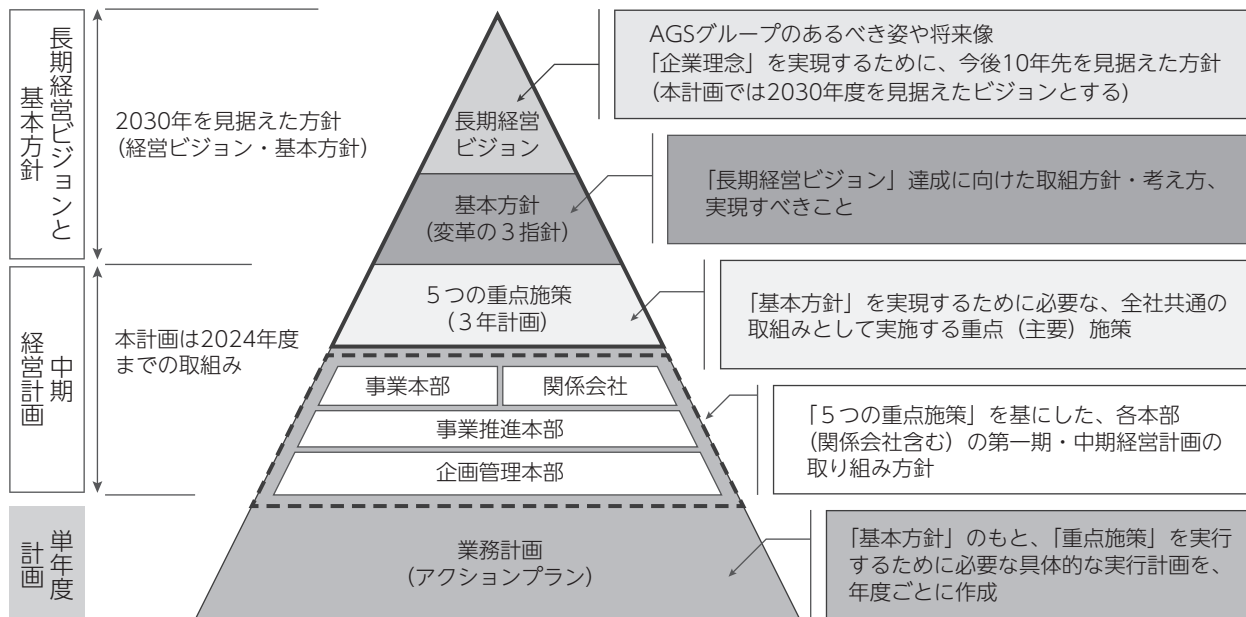
以下、経営計画の概要を示しますが、詳細は当社IRニュース（2022年5月12日リリース）をご参照ください。
(https://www.ags.co.jp/ir/pdf/20220512_3_ir_news.pdf)

経営計画の構成

新経営計画は、「100年企業」を目指す当社グループが、今後の経営方針（経営ビジョン）や事業方針の方向性を示すものである。経営目標を基にした経営ビジョン達成のための取組方針や考え方を基本方針とし、3年毎に策定する中期経営計画で重点施策を示す。

経営計画の構成

経営目標：持続的に成長可能な経営基盤の構築



【SDGsについて】



AGSグループは、「IT事業を通じて社会課題の解決に取り組み、夢のある未来の創造に貢献していく」という基本方針に基づき、社会的使命への認識をより一層深め、マテリアリティ（重要課題）への取り組みを通じて、SDGsの達成に向けて貢献して行くことを、2021年4月に公表致しました。本計画にもSDGs実現のための考え方を盛り込み検討しております。

長期経営ビジョンと基本方針（変革の3指針）

長期経営ビジョン

「Keep On Changing」

～ 事業を通じて社会課題を解決し、変革し続ける ～

AGSグループは、

- ・IT事業を通じて社会課題の解決に取り組み、
夢のある未来の創造に貢献する企業を目指します
- ・お客様から選ばれ続けるITパートナーとして、弛まぬ努力と変革を続けます

基本方針（変革の3指針）

IT事業を通じて「会社・社員」を変え、「当社ビジネス」を変え、「社会」を変えることで、社会課題の解決を目指します。

会社・社員を
変える



当社ビジネス
を変える



社会を
変える



重点施策（成長戦略・経営基盤強化）

変革

1. DX・クラウドインテグレーションビジネスの推進

お客様に選ばれ続ける真のITパートナーとなるべく、技術・業務ノウハウ・コーディネート力等、DX時代に即した「創る力」を高めることに全社を挙げて取り組むことで、お客様のDX・デジタル化、および経営課題の解決を支援する「ソリューション型ビジネス」を推進し、既存顧客の取引拡大と新規大口先の獲得を目指します。

- クラウドインテグレーションビジネスの競争力向上
- インフラ・セキュリティビジネスの拡大
- IT活用支援ビジネスの推進

挑戦

2. 新サービス・新事業の創出

マーケティング力や企画提案力を強化したうえで、研究開発投資やM&Aによる事業化への積極的な経営資源投入などによりイノベーションを加速させ、新たな収益基盤となる「サービス提供型ビジネス」を創出し、育てます。

- 新たなクラウドサービスの創出
- パートナーシップによるビジネスの創出・強化
- 法人市場の開拓強化、事業領域の拡大

深化

3. 既存ビジネスの深化

当社保有の専門ノウハウ・インフラ設備・デジタル化技術の高度化により、従来からのサービスの深化とともに新たな受託業務を創出し、お客様のデジタル化支援のトータルソリューション提案を推進することでデータセンタービジネスをはじめとしたデジタル化受託業務の拡大を図ります。

- デジタル化技術を活用した新たな受託業務の獲得
- クラウドシフトに貢献するデータセンタービジネスの強化
- 情報処理サービスの深化

改革

4. 構造改革による経営の効率化

事業推進と経営効率化を実現すべく、DXビジネスを戦略的に推進する組織の新設や、グループ組織体制の見直しを行い、組織の強化・最適化を図ります。また、「社内事務プロセスの見直し」や「事業の選択と集中・分散」等により収益体質を強化し、資本コストを意識した経営を行います。

- 事業の推進と経営の効率化を実現する組織改革
- 社内プロセス改革、業務・経営のDX化
- 事業の選択と集中・分散

成長

5. 人材育成及び人材成長戦略

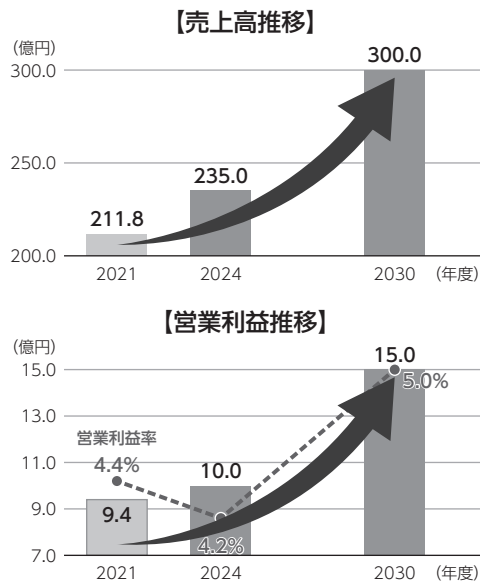
DXビジネスをはじめとした成長戦略の推進に必要な人材を計画的に育成するとともに、長く働くことを可能とするリスクリングに取り組みます。また、多様な人材が活躍できる「挑戦を重視する組織」へと変革し、全ての社員が持てる力を最大限発揮できる組織となり、社員が誇れる、最も働きがいのある企業を目指します。

- 中長期の展望に基づく人材育成、人材成長戦略
- 健康経営の推進、人材への投資
- 挑戦を重視する組織変革と多様な人材の活躍推進

経営計画の期間と計数目標、および戦略的投資

経営計画の期間と計数目標

	2021年度 実績	第一期 中期経営計画 (2024年度)	第二期 中期経営計画 (2027年度)	第三期 中期経営計画 (2030年度)
売上高	211.8億	235.0億	→	300.0億
営業利益	9.4億	10.0億		15.0億
営業利益率	4.4%	4.2%	※ 各計数はM&A等の資本提携含む	5.0%
ROE	5.0%	5.0%	※ 第二期 中期経営計画の計数計画は別途作成する	6.0%
		成長基盤の構築期間	成長戦略の実行期間	ビジョン達成の加速期間



2024年度までの戦略的投資

DX・デジタル化を含めた設備投資	30億	・DXビジネスや新たなデジタル化業務など、戦略的な投資やiDCを含めた情報処理サービスを提供するための設備投資
DX領域への人的資本投資	6億	・クラウドビジネスを戦略的に進めるプロフェッショナル人材育成 ・技術習得・強化、サービス企画・開発のための費用
M&A・資本提携等	3億	・当社事業との融合により、新経営計画における重点施策の推進が図れる企業とのM&Aや資本提携を想定
組織再編・社内システムの見直し	3億	・グループ組織体制見直し（スリム化）、従業員の効率的な配置を実施 ・社内基幹システムの統合および、社内事務の見直しを実施

※ 成長分野の推進や事業構造の転換など、積極的かつ戦略的な投資を実現し持続的な企業価値向上に努める。
(左記投資額を目的に、必要な投資を実施)

【参考】SDGs・ESGの観点から見た経営計画

AGSグループのマテリアリティ			関連するSDGs	本経営計画での位置付け
事業 1	豊かな社会の実現	DXソリューションを通じて、さまざまな課題解決に取り組み、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。	  	重点施策 1 重点施策 2
事業 2	安心・安全な社会の実現	セキュリティソリューションを通じて、情報資産を保護し、安心・安全なデジタル社会の実現に貢献します。	  	重点施策 1
事業 3	資源の効率的利用	データセンタービジネスを通じて、電力の効率的な利用を促進し、CO2排出量の削減に貢献します。	  	重点施策 3
事業 4	地球環境の保全	ペーパーレス化の推進を通じて、森林破壊の抑制に取り組み、地球温暖化や大気・水質汚染の防止に貢献します。	  	重点施策 3
AGSグループの取り組みを支える基盤				
基盤 1	社会貢献	良き企業市民として地域社会と共生し、社会貢献活動を通じて、ともに発展していく企業を目指します。	  	—
基盤 2	組織体制	グループの持続的成長のために、最適なコーポレートガバナンスの実現と内部統制機能の強化・充実に取り組みます。	  	重点施策 4
基盤 3	人材	自律的に成長し、新たな未来を創造できるIT人材を創出します。	  	重点施策 5
Environment (環境)		データセンタービジネスを通じたCO2排出量の削減や脱炭素社会の実現を目指し、ペーパーレス化を通じた森林破壊の抑制など、豊かで美しい環境を未来へ繋げる取り組みを推進します。		重点施策 3
Social (社会)		安心・安全で高品質なサービスを提供するとともに良き企業市民として地域社会と共生し、社会貢献活動を通じてともに発展するとともに、働きがいのある企業を目指します。		重点施策 1 重点施策 5
Governance (ガバナンス)		ステークホルダーの皆様からの信頼と期待に応え、グループの持続的成長を目指し、最適なコーポレートガバナンスの実現と内部統制機能や体制の強化、および充実に取り組みます。		重点施策 4

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場

埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2
THE MARK GRAND HOTEL
(旧名称：ラフレさいたま)
4階 櫓の間
TEL 048-601-1111 (代)

交通

J R 京浜東北線・宇都宮線・高崎線
「さいたま新都心」駅 下車
徒歩10分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。